

就学援助の電子申請が始まります

令和5年度から、就学援助の電子申請を開始します。

年度当初の申請に限り、学校を経由せず、スマートフォンやPCから直接教育委員会へ申請できるようになります。

※申請の結果通知や、認定後の振込通知などは、これまでどおり学校を経由して配付します

※電子申請の場合も、申請状況や認定状況について教育委員会と学校とで情報を共有します

●電子申請ができるかた

裏面フローチャートでご確認ください



次の①または②のいずれかのかたが電子申請できます。それ以外のかたは紙の申請書をご提出ください。

①児童扶養手当受給中のかた

②「令和4年中の世帯収入が基準額未満」を理由に申請のかたで、現在世帯全員が柏市民かつ令和5年1月1日時点で世帯全員が柏市民のかた

●申請方法

①申請期間内に **申請フォーム** から申請してください。

※兄弟姉妹で学校が異なる場合、学校ごとに申請が必要です

※追加書類が必要な場合等、紙の書類の提出をお願いすることがあります

【申請フォーム】



<https://logoform.jp/f/FueS3>

②申請フォームに入力したメールアドレスに受付完了メールが届きます。メールは申請の控えとなるため、削除せず保管してください。

※受付完了メールが迷惑メールフォルダに入ることがありますので御確認ください

③確認フォームから申請状況の確認が行えます。

※審査状況については確認できません。結果通知をお待ちください

電子申請期間

令和5年3月2日(木)～令和5年4月25日(火)

※上記期間以外でも就学援助の申請は通年可能ですが、紙の申請書のみでの申請になります

●注意事項

- ・世帯に現在柏市民でないかたや、令和5年1月1日時点で柏市民でなかったかたがいる場合、電子申請はできません。
- ・審査で考慮すべき「特別な事情」がある場合は、電子申請はできません。

申請方法フローチャート

電子申請の対象となるかどうかを確認するフローチャートになります。
①から順番に、当てはまる方の矢印にそって進んでください。

